いのちとくらしを守る!

自衛隊への名簿提供問題・個人情報保護

9月・12月 一般質問

平和・人権

自衛隊への本人の同意なき名簿提供は撤回を！

福岡市は、市長の名によって18・22歳の本人の同意のない名簿を自衛官募集のために、プリントアウトして毎年約3万人分を4年間提供し、これまで約12万人分の大量の個人情報を自衛隊に差し出しています。

本来は、志願者を募ることが、個人情報保護の観点であるべき姿です

自衛隊は、名簿をもとに宛名なしのポスティングをするとしていますが、市は、実際にポスティングされたかどうかの確認をしません。対象者からのこれまでの聞き取りでは、ポストに入っていた方はおらず、何のために若者の名簿を集めているのかも疑問です。徴兵につながる懸念があります。

名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できない訳ではない！

福岡市の認識

「自衛隊への名簿提供は、改正個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合（個人情報保護法は、2022年4月経済的利活用のために改定）に該当するため、本人の同意は必要なく実施できるもの。情報提供を望まない方への除外措置などについて、市政だよりやホームページなどで周知を図っている。」から問題ない。

「自衛官等募集対象者情報の提供については、令和3年2月の国の通知において住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされており、法の趣旨に反していないものと認識している。」

配慮に欠ける重要な点を指摘しました！

名簿提供対象者に対して、国内外での具体的な日米合同軍事訓練の実状等を伝え、声を聴く機会を公式に設けられてない。

閲覧の概念でしかない。
市長は自衛官等募集の事務に協力する範囲を超えている。

国の個人情報保護委員会の考えは

「自衛隊法施行令第120条に基づく名簿提供は、法第69条第1項の法令に基づく場合に該当。提供を行うべきか否か、その具体的方法は、各地方公共団体が法令の趣旨に沿って適切に判断すること。」

※個人情報保護法第69条は、利用及び提供の制限でもあり「法令に基づく場合に該当する」に当たる部分は、自衛隊法施行令第120条のことを指し、その条は、自衛隊法の解釈文献とされる1974年発行の防衛法という書籍に、「募集が円滑に行われているかどうかを判断する規定」であり、**個人情報提供の根拠はない。**

つまり

国は提供しても良いとは言えないから、自治体の長に責任を負わせている状態

市は「自衛隊法解釈文献書籍を有していないため確認できない」と答弁。
内容を確認しないまま市長は **本人の同意なく大量の名簿を自衛隊に差し出している!!**

新年度予算審議でも質していきます!!

地方公共団体は、個人情報を保護し個人の権利利益を保護すべき立場

自衛隊法120条は、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としていますが、地方公共団体は必ずしも従う必要はなく、現に提供していない自治体はあります。

同意なき個人情報の差し出しに対し、強く撤回を求めました